神戸精糖株式会社の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年九月二十八日

提出

河上

者

民雄

福 田 一 殿

衆

議

院

議

長

_

神戸精糖株式会社の労使紛争に関する質問主意書

神 芦 精 糖 株 水式会社 (本 社 所在 地 神 戸 市 中 -央区 小 野 浜 町九—九七、 以 下 「神戸精糖」という。)と

総 評 合化労連· 化学一般·名古屋精糖労働 組合 (以 下 「組合」という。) との間に、 一九八一年以

降 . 労 使 0 紛 争が 続 į, , てい るが、 その対 策につい 7 は緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

神 戸 精 糖 \mathcal{O} 労 使 紛 争 \mathcal{O} 経 過 と 現 状 を 明 5 か に さ れ た

神 戸 精 糖 \mathcal{O} 行 0 た 労 働 組 合 法 第 七 条 違 反 な ど に 0 1 て、 九 八二 年 以 降 神 戸 地 方 裁 判 所、 兵

庫 県 地 方 労 働 委 員 会などに、 不 当 労 働 行 為 \mathcal{O} 申 <u>\frac{1}{2}</u> て、 仮 処 分 \mathcal{O} 申 請 労 働 基 準 法 違 反 \mathcal{O} 申 告 な

どを 行 った と聞 **\ て 1 るが、 そ \mathcal{O} 件 数、 内 容、 結果、 進行 状 況 に 0 **,** \ 7 明 5 か に さ れ た 7

三 神 戸 精 糖 の本社 並 びにエ 一場敷 地 は 国有地 であ るが、 借 地 契約 の内 容、 使 用 目的 等 を 明 らかに

されたい。

兀 精 糖 業 界 は 菱 商 事、 三 井 物 産 住友 商 事、 丸 紅 日 商 岩 井、 伊 藤 忠 商 事 等 \mathcal{O} 大 手 商 社 کے 深

い関係がある。

現 に 神 戸 精 糖 は、 丸 紅 が 九五%の 株式 を有する完全子会社であ ý, 昨 年 + 月 + 五 日 に 内 整

理 \mathcal{O} 方 向 を 明 5 カゝ に L て 以 降、 大 П 債 権 者 12 は 丸 紅 が 代 位 弁 済の 保 証 を な L て 1 る کے 聞 1 7 1

る。 $\sum_{}$ 0 ような 状 況 下 で は、 神 戸 精 糖 0 意 思 決 定 が 親 会 社 丸 紅 \mathcal{O} 存 在 کے 無 関 係 に は な 3 れ な

1

と思料される。

ま た、 今 口 \mathcal{O} 紛 争 に 先 <u>\f\</u> つ、 九 七 九 年 七 月 に 惹 起 さ れ た 紛 争 \mathcal{O} 和 解 に 際 し、 丸 紅 ŧ 共 同 調

印 者 とな り、 九 八 \bigcirc 年 十二月 + 日 付 で 合 意 書 が 締 結 3 れ、 そ \mathcal{O} 後 \mathcal{O} 労 使 関 係 に ŧ 責 任 を 負 う

旨を表明している。

L か るにこうした関 係 にあ りながら、 丸紅は 組 合側 から の交渉 申 入 れ に . 対 Ļ これま 。 で 一 貫

L て 神 戸 精 糖 کے は 無 関 係 と 0) 立場で そ れ を 拒 否 してきてい る。

本 年 __ 月 + 八 日 付 兵 庫 県 地 方 労 働 委員 会、 三月三十 日 付 神 戸 市 \mathcal{O} 両 要望 書 に ŧ あ る ょ う

に、 丸 紅 を含め た当事 者 間 \mathcal{O} 話 合 7 を持つことが、 事 態 解 決に · 向 けて大きく寄与すると 思 料 3

れ る が これ に . 関 L 見 解 を明 らか にされ たい。

五.

精

糖業

界が

特

定

産

業

構造

改

善臨

時措

置

法

(以 下

産

構法」

とい

· う。)

0)

適

用

申

· 請

をし

たと聞

7

7

1 る が そ \mathcal{O} 経 過 لح 現 状 並 び に 神 戸 精 糖 \mathcal{O} 同 法 \sim \mathcal{O} 対 応 などを明 5 か に さ れ た \ <u>`</u>

ま た、 工 場 閉 鎖 全 員 解 雇 を 公 言 L 現 在 組 合 と \mathcal{O} 間 で そ れ を \emptyset < 0 て 係 争 中 \mathcal{O} 神 戸 精 糖 が

産 構 法 \mathcal{O} 適 用 申 請 を た 場 合、 同 法 第 + 条 等 \mathcal{O} 雇 用 関 連 条 項 に 照 5 し、 どの ょ う に 処 置 さ れ る

 \mathcal{O} か 明 5 か に さ れ た 1

六 神 戸 精 糖 \mathcal{O} 労 使 紛争に関 し、 兵 庫 県、 神戸市 はどのように対応されてい る か明らか にされた

1

七 神 戸 精 糖 は、 組 合 が 全 員 解 雇 を承 認 L な **(**) カュ 、ぎり、 直 接 交 渉 12 は 応 じ ない ことを 表 明 L て お

れ が 組 合 を L 7 神 戸 地 方 裁 判 所 ^ \mathcal{O} 提 訴、 並 び に 兵 庫 県 地 方 労 働 委 員 会 \mathcal{O} 救 済 申 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 7

などを 余儀 なくさせ、 紛 争 . 期 化 0 __ 大 要 因 とな つ て ١ ي ると 聞 ****\ て 7 る。

こ の ような 神戸 精 糖 さら に · は親 会社で あ る丸 紅 に 対 Ļ 政 府 並 び に労働 省、 農林水産 省は

労使 紛 争 解 決に当たり、 7 か なる 処置を考えてい る か 明 5 か にされた \ .

右質問する。